

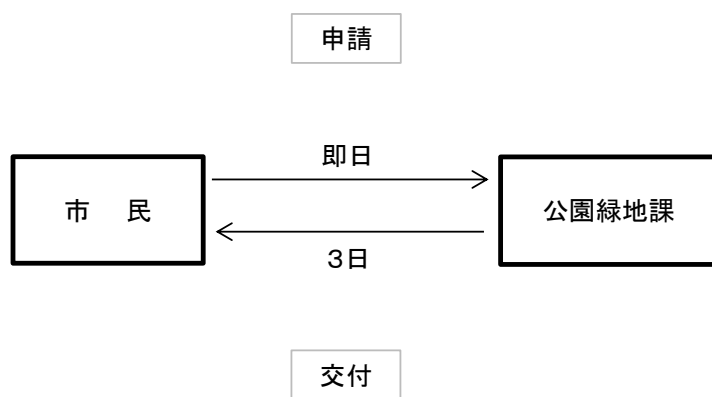
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 15

処 分 名	公園内行為許可	
処 分 の 概 要	都市公園における行為を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市都市公園条例(昭和37年条例第40号)	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	公園緑地課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標準処理期間	計	3日
判断基準	<p>公衆の都市公園の利用に支障をおよぼさないと認められるもの</p> <p>【根拠法令等】 松山市都市公園条例</p> <p>第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長に許可申請書を提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真または映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行なうこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部または一部を独占して利用すること。</p> <p>(5) はり紙もしくははり札をし、または広告を表示すること。</p> <p>(6) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、またはとめおくこと。</p> <p>2 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障をおよぼさないと認める場合に限り、第1項または第2項の許可を与えることができる。</p> <p>4 市長は、第1項または第2項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件をつけることができる。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。